

職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第二十六号

#### 職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

##### 職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める条例施行規則（平成二十四年広島県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(専門課程の訓練基準) 第五条 (略) 一―七 (略) 八 (略) イ (略) (1) 法第二十七条第一項に規定する指導員訓練のうち職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）第三十六条の五の表の指導員養成訓練のうち、下欄に規定する高度養成課程（以下「高度養成課程」という。）を修了した者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの</p>	<p>(専門課程の訓練基準) 第五条 (略) 一―七 (略) 八 (略) イ (略) (1) 法第二十七条第一項に規定する指導員訓練のうち職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）第三十六条の五の表下欄に規定する長期養成課程（以下「長期養成課程」という。）、同欄に規定する短期養成課程（以下「短期養成課程」という。）（省令第三十六条の六の二第二号ロに規定する実務経験者訓練技法習得コース（以下「実務経験者訓練技法習得コース」という。）に係るものに限る。以下この号及び第八条第一号において同じ。）又は同欄に規定する高度養成課程（以下「高度養成課程」という。）を修了した者（短期養成課程を修了した者にあつては、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者に限る。第八条第一号において同じ。）であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの</p>
<p>九 (略) ロ (略) (2)―(4) (略)</p>	<p>九 (略) ロ (略) (2)―(4) (略)</p>
<p>（高度職業訓練における職業訓練指導員の資格の基準） 第八条 (略) 一 高度養成課程を修了した者であつて、教</p>	<p>（高度職業訓練における職業訓練指導員の資格の基準） 第八条 (略) 一 長期養成課程、短期養成課程又は高度養</p>

育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

二一八 (略)

九 十年以上(学士の学位(外国において授与されたこれに該当する学位及び学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位(専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。))を含む。))を有する者であつては、五年以上)の実務の経験を有する者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

成課程を修了した者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

二一八 (略)

九 十年以上(短期養成課程を修了した者(実務経験者訓練技法習得コースに係る短期養成課程にあつて、職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者)と同等以上の技能及びこれに関する知識を有する)と職業能力開発総合大学の長が認める者又は省令第三十六条の六の二第一号に規定する指定講習受講資格者であつて、職業能力開発総合大学の長が定める科目を履修した者に限る。))又は学士の学位(外国において授与されたこれに該当する学位及び学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位(専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。))を含む。))を有する者であつては、五年以上)の実務の経験を有する者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める条例施行規則(以下「旧規則」という。))第 五条第八号イ(1)に該当する者に関する専門課程の訓練基準における職業訓練指導員の資格の基準については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に旧規則第八条第一号又は第九号に該当する者に関する高度職業訓練における職業訓練指導員の資格の基準については、なお従前の例による。